

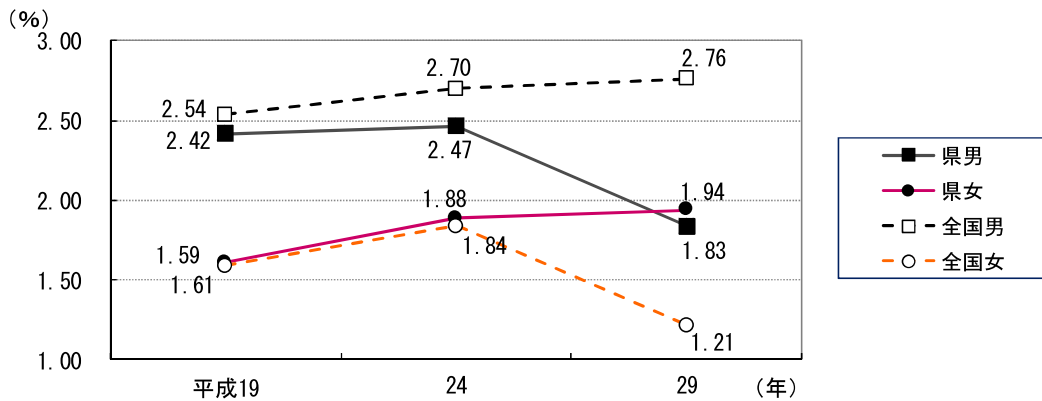
# 第5章 困難を有する子ども・若者

## 1 若年無業者（ニート）・フリーターの状況

### (1) 若年無業者の割合

平成29年の就業構造基本調査によると、本県の若年無業者（いわゆる「ニート」）の割合について、男性は全国平均を下回り、女性は全国平均を上回っている。推移については、全国では男性、本県では女性が増加傾向にある。

図表5-1 若年無業者の割合推移（全国・山形県）



資料：総務省「就業構造基本調査」

### (2) フリーター・若年無業者数の推移

過去3年の労働力調査によると、フリーターは減少傾向にあるものの、ニートはほぼ横ばいである。

図表5-2 フリーター・ニートの推移

		H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年
厚生労働省 「労働経済白書」 H22～H28	フリーター	182万人	179万人	167万人	155万人	152万人	143万人	138万人	136万人	137万人
	15～24歳	80万人	73万人	70万人	63万人	64万人	61万人	59万人	59万人	59万人
	25～34歳	102万人	106万人	97万人	92万人	88万人	82万人	79万人	77万人	78万人
	35～44歳									
総務省 「労働力調査」 H29～R3	ニート	59万人	56万人	56万人	57万人	51万人	54万人	56万人	69万人	57万人
	15～24歳	24万人	22万人	22万人	23万人	17万人	22万人	24万人	37万人	27万人
	25～34歳	35万人	34万人	34万人	34万人	34万人	32万人	32万人	32万人	30万人
	35～44歳									
山形県 (統計企画課推計) 国勢調査H22, H27	フリーター									
	ニート			3,720人						
山形県 (統計企画課推計) 就業構造基本調査 H24, 29	フリーター									
	ニート					3,600人				

注) 千人単位を四捨五入しているため、内訳の合計とは必ずしも一致しない。

**フリーター**

【厚生労働省 労働力経済白書による定義】

15～34 歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者のうち、以下の①～③の合計。

- ①雇用者のうち「パート・アルバイト」の者
- ②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者
- ③非労働力人口で、家事も通学もしていない「その他」の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の者

**ニート（若年無業者）**

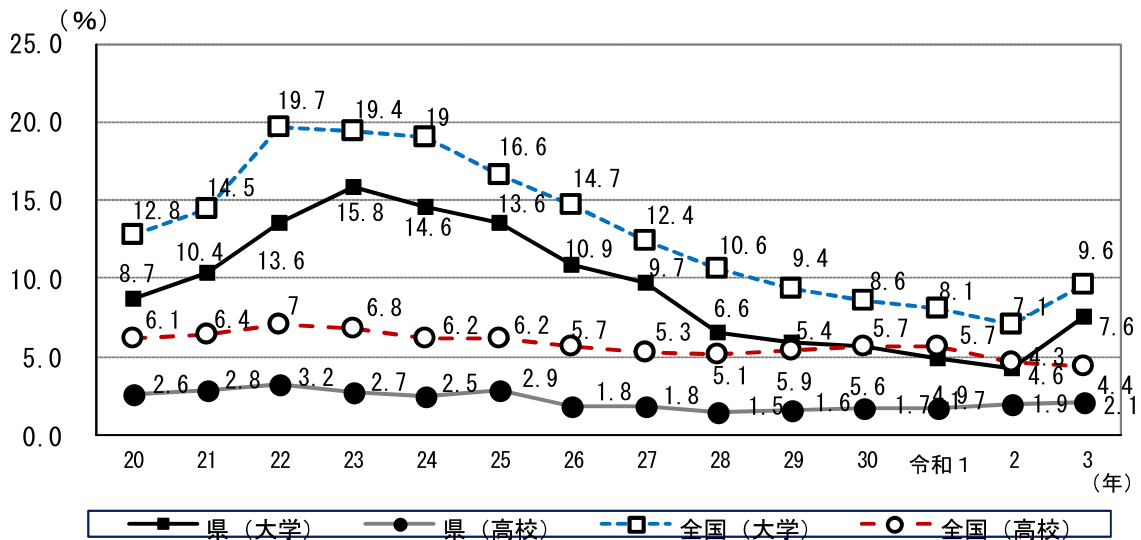
【厚生労働省 労働力経済白書による定義】

15～34 歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者

**(3) 新卒無業者の状況**

令和3年3月卒の高校・大学卒業者のうち、進学も就職もしなかった「学卒無業者」の割合については、全国の高校卒業者以外で前年比よりも増加している。

**図表5-3 新卒無業者の割合推移（全国・山形県）**



※平成31年までは卒業後、一時的な仕事についていた者も含まれる。

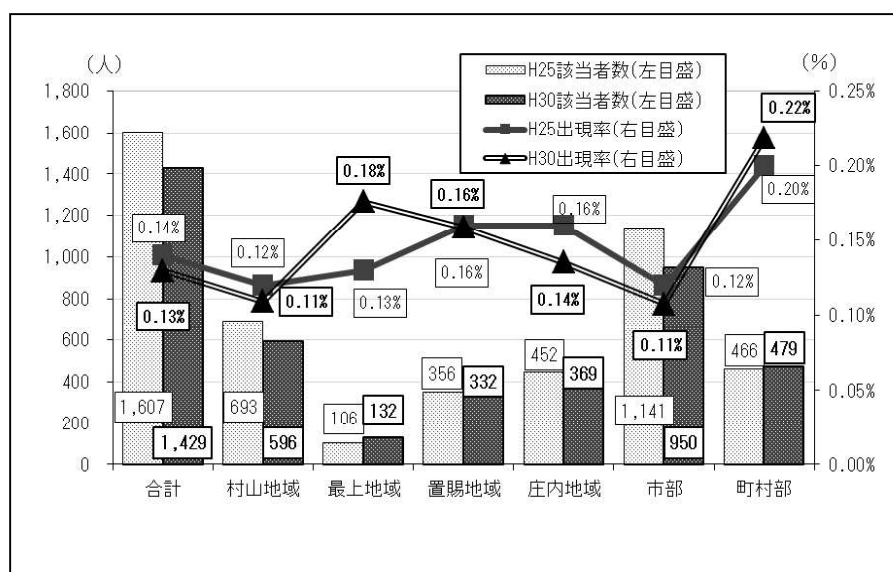
資料：文部科学省「学校基本調査」

## 2 ひきこもり等の状況

### (1) 困難を有する若者に関するアンケート調査

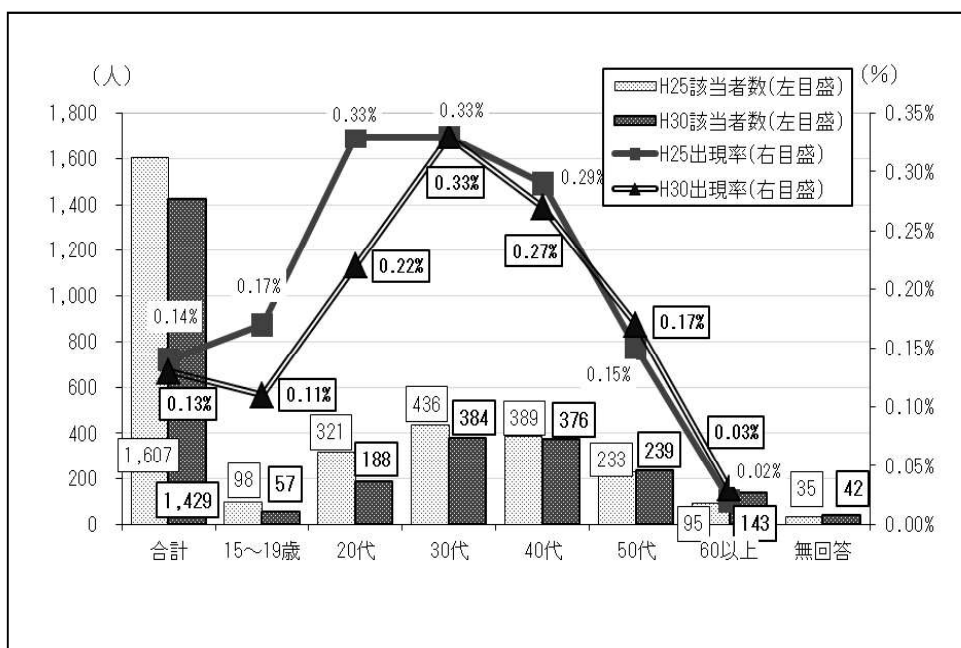
平成30年4月～7月に、県内全ての民生委員児童委員に対し、ひきこもりやニート等の「社会生活に参加する上で困難を有する若者等」に関するアンケート調査を5年ぶりに実施したところ、該当者の人数は1,429人で、そのうち15歳から39歳までの「若者」は629人となり、若年層の出現率は5年前から低下している。

図表5-4 社会生活に参加する上で困難を有する若者等の該当者数及び出現率  
(平成30年)(山形県 4地域、市部、町村部)



資料：山形県若者活躍・男女共同参画課「平成30年度困難を有する若者等に関するアンケート調査報告書」(平成30年)

図表5-5 社会生活に参加する上で困難を有する若者等の該当者数及び出現率  
(平成30年)(山形県 年齢別)



資料：山形県若者活躍・男女共同参画課「平成30年度困難を有する若者等に関するアンケート調査報告書」(平成30年)

## (2) ひきこもりに関する推計（内閣府推計値）

平成 27 年 12 月に内閣府が実施した調査に基づく推計では、ひきこもりの若者(15～39 歳) の数は、広義で 54.1 万人、狭義で 17.6 万人とされている。これを人口比で単純に割り出すと、本県には広義で約 4,000 人、狭義で約 1,300 人の該当者がいると推計される。

図表 5-6 ひきこもりの状態にある若者の内閣府推計値（平成 27 年）（全国）

ひきこもりの状態	有効回収率に占める割合 (%)	全国の推計数 (万人)	
自室からは出るが、家からは出ない 又は自室からほとんど出ない	0.16	5.5	狭義のひきこもり 17.6 万人
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.35	12.1	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時 だけ外出する	1.06	準ひきこもり	36.5 万人
計	1.57	広義のひきこもり	54.1 万人

資料：内閣府「若者の生活に関する調査」（平成 27 年）

### （参考）厚生労働省による推計値

平成 18 年に厚生労働省が実施した「こころの健康についての疫学調査に関する研究」によると、全国で総世帯の 0.56%にあたる 25.5 万世帯程度に、現在ひきこもり状態にある子どもがいると推計されており、これを山形県の世帯数にあてはめると、約 2,000 世帯程度となる。

### (3) ひきこもり等の相談件数

県内4ヶ所の保健所（村山・最上・置賜・庄内）におけるひきこもり相談件数の年次推移を見ると、令和2年度の相談件数の合計は前年比で121件の減となっている。

また、県内に6ヶ所ある若者相談支援拠点における令和2年度の相談支援件数については、前年比で292件の増となっている。

図表5-7 ひきこもり相談件数

(単位：件)

保健所 年度	村山	最上	置賜	庄内	計
H28	326	16	74	184	600
H29	391	14	319	206	930
H30	421	6	183	116	726
R1	226	12	114	155	507
R2	227	7	91	61	386

資料：山形県障がい福祉課

図表5-8 ひきこもり相談支援窓口「自立支援センター巣立ち」の相談件数

(単位：件)

年度	H28	H29	H30	R1	R2
相談件数	490	345	353	492	560

資料：山形県障がい福祉課

#### ひきこもり

様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）

－ひきこもりの評価・支援に関するガイドラインより－

図表5-9 若者相談支援拠点の相談件数

6拠点計

年度	相談支援件数						居場所支援 利用者数
	面接	電話	訪問	その他※	出張		
H28	2,968	1,013	1,289	300	187	179	7,675
H29	3,381	1,174	1,501	210	252	244	7,828
H30	3,412	979	1,563	229	372	269	7,935
R1	3,315	1,028	1,358	264	400	265	6,305
R2	3,607	1,020	1,709	209	498	171	5,234

※相談支援の「その他」は電子メール、手紙、外出同行など

資料：山形県女性・若者活躍推進課

### 3 不登校の状況

#### (1) 学校数及び児童・生徒数

令和3年度の学校数は、前年度と比べて小学校で10校、中学校で3校減少した。義務教育学校（義務教育の小学校課程から中学校課程を一貫して行う学校）は2校増加し、高等学校は前年度と変化はなかった。

児童・生徒数は年々減少しており、令和3年度は前年度より2,371人少ない104,642人となっている。内訳をみると、小学校が1,721人の減少、中学校が504人の減少、義務教育学校902人の増加、高等学校が1,048人の減少となっている。

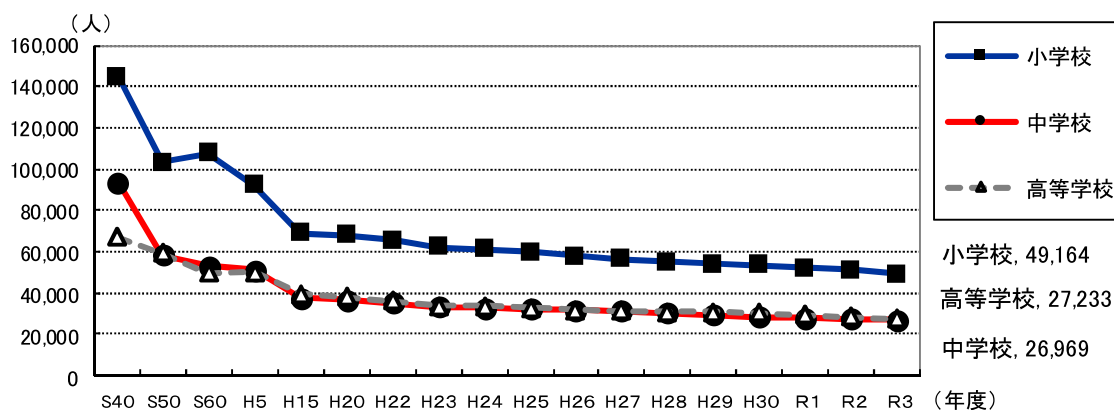
図表5-10 学校数及び児童・生徒数

(単位：校・人)

区分 年度	学校数				児童・生徒数				
	小学校	中学校	義務教育 学校	高等 学校	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	計
S40	522	215	0	79	144,873	93,837	0	67,160	305,870
S50	451	180	0	79	103,200	58,266	0	59,258	220,724
S60	417	150	0	78	107,386	53,043	0	49,499	209,928
H 5	395	144	0	71	92,170	50,966	0	50,364	193,500
H15	367	135	0	68	72,015	39,792	0	41,484	153,291
H20	344	130	0	68	65,429	35,287	0	35,904	136,620
H22	332	120	0	68	62,972	33,642	0	34,649	134,213
H23	323	117	0	68	62,119	33,250	0	33,891	131,263
H24	309	114	0	64	61,132	32,587	0	33,511	129,260
H25	292	112	0	63	59,595	32,214	0	32,547	127,230
H26	276	106	0	62	57,992	31,949	0	31,945	124,356
H27	269	104	0	62	56,574	31,529	0	31,225	121,886
H28	262	101	1	62	55,152	30,544	408	30,861	119,328
H29	258	101	1	62	54,043	29,572	400	30,648	114,663
H30	252	101	1	61	53,308	28,417	382	30,160	112,267
R1	249	99	1	61	52,034	27,938	383	29,251	109,606
R2	244	97	1	61	50,885	27,473	374	28,281	107,013
R3	234	94	3	61	49,164	26,969	1,276	27,233	104,642
R2-R3	△ 10	△ 3	2	0	△ 1,721	△ 504	902	△ 1,048	△ 2,371

資料：文部科学省「学校基本調査」

図表5-11 児童・生徒数の推移



資料：文部科学省「学校基本調査」

## (2) 長期(30日以上)欠席の児童・生徒数 (小学校・中学校)

令和2年度間の長期欠席者数は、小学校 471 人で前年度間より 96 人の増加、中学校 1,040 人で前年度間より 59 人の増加となっている。

この中で、「不登校」※を理由とする児童・生徒数は、小学校が 344 人で前年度間より 66 人増加、中学校が 882 人で前年度間より 7 人増加しており、増加傾向となっている。全児童・生徒数に占める割合は、小学校 0.67%、中学校 3.19%で、国平均(小学校 1.00%、中学校 4.09%)を下回っている。

※「不登校」とは、心理的、情緒的理由や社会的要因、背景などにより長期欠席したことをいう。

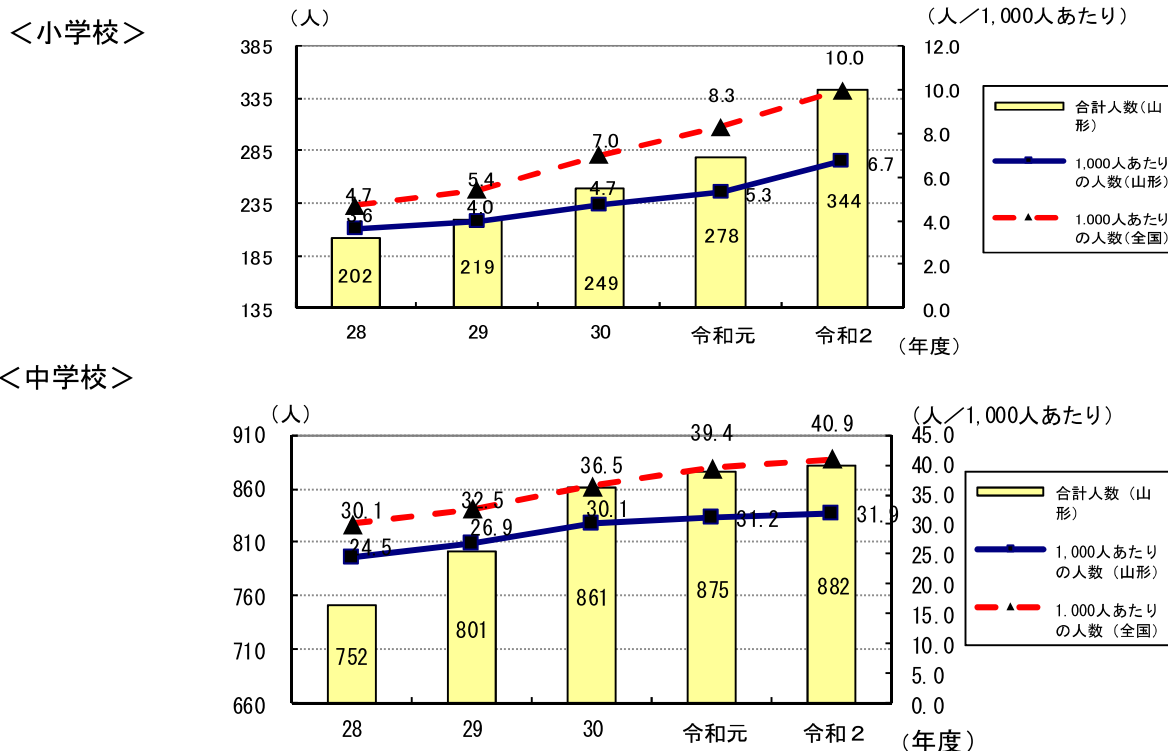
図表5-12 理由別長期欠席者数(30日以上欠席) (単位:人、%)

区分		計	不登校	病気	経済的理由	その他
小学校	平成15年度間	342(0.49)	176(0.25)	140(0.20)	—	26(0.04)
	平成20年度間	247(0.38)	155(0.24)	74(0.11)	—	18(0.03)
	平成25年度間	251(0.42)	166(0.28)	64(0.11)	—	21(0.04)
	平成26年度間	256(0.44)	156(0.27)	73(0.13)	2(0.00)	25(0.04)
	平成27年度間	212(0.37)	168(0.30)	25(0.04)	—	19(0.03)
	平成28年度間	264(0.48)	202(0.36)	33(0.06)	—	29(0.05)
	平成29年度間	306(0.56)	219(0.40)	42(0.08)	—	45(0.08)
	平成30年度間	332(0.62)	249(0.47)	56(0.10)	—	27(0.05)
	令和元年度間	375(0.72)	278(0.53)	76(0.15)	—	21(0.04)
	令和2年度間	471(0.92)	344(0.67)	59(0.11)	—	17(0.03)
中学校	平成15年度間	986(2.56)	813(2.11)	163(0.42)	—	10(0.03)
	平成20年度間	980(2.78)	857(2.43)	108(0.31)	—	15(0.04)
	平成25年度間	801(2.49)	735(2.28)	55(0.17)	—	11(0.03)
	平成26年度間	828(2.59)	714(2.23)	93(0.29)	—	21(0.07)
	平成27年度間	781(2.48)	701(2.22)	57(0.18)	—	23(0.07)
	平成28年度間	883(2.88)	752(2.45)	111(0.36)	—	20(0.07)
	平成29年度間	889(2.99)	801(2.69)	69(0.23)	—	19(0.06)
	平成30年度間	965(3.38)	861(3.01)	72(0.25)	—	32(0.11)
	令和元年度間	981(3.49)	875(3.12)	89(0.32)	—	17(0.06)
	令和2年度間	1,040(3.76)	882(3.19)	119(0.43)	—	20(0.07)

\* ( ) 内の数字は、全児童・生徒数に占める理由別長期欠席者の割合

資料: 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

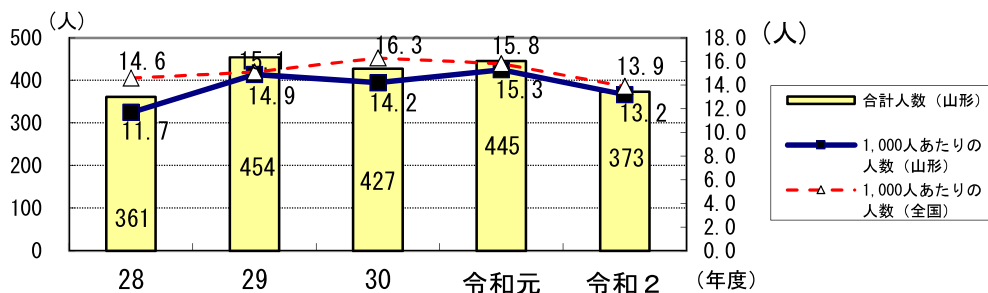
図表5-13 不登校児童・生徒数の推移



### 3) 高等学校の不登校生徒数

令和2年度の公私立高等学校の不登校生徒数は、373人で前年度より72人減少している。1,000人あたりの不登校生徒数は13.2人で、全国平均の13.9人とほぼ同じである。

図表5-14 不登校生徒数の推移



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

図表5-15 (参考) 全国の高等学校における理由別長期欠席者数の推移

(単位:人)

年度	計	不登校	病気	経済的理由	その他
H23	86,526	56,361	13,277	2,464	14,424
H24	85,883	57,664	12,457	2,405	13,357
H25	83,965	55,655	12,794	2,281	13,235
H26	80,613	53,156	12,821	2,044	12,592
H27	79,357	49,563	14,266	1,606	13,922
H28	79,391	48,565	14,394	1,263	15,169
H29	80,313	49,643	15,632	1,036	14,002
H30	80,752	52,723	15,812	764	11,453
R1	76,775	50,100	16,358	644	9,673
R2	80,527	43,051	16,521	429	11,144

資料：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」



#### (4) 不登校の要因

学校に係る状況としては、小中学校は「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、高等学校は「入学・転編入学・進学時の不適応」が多数を占めており、本人に係る状況としては、「無気力・不安」が多数を占めている。また、家庭に係る状況は、小学校では約20%、中学校では約10%、高等学校では約7%と、年齢が上がるにつれて減少する傾向がある。

図表5-16 不登校の要因（令和2年度）（全国）

##### ◆小学校

（単位：人）

区分	不登校児童数	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動・部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	級入学・転編入学・進時の不適応	家庭の変化	親子の関わり方	家庭内の不和	あそび・非行	生活リズムの乱れ	
主たるもの	63,350	171	4,259	1,187	2,049	153	11	453	1,121	2,408	9,227	1,027	8,863	29,331	3,090
主たる以外にも当てはまるもの		95	2,621	1,005	4,822	238	25	549	765	1,523	8,888	1,403	6,802	7,247	

##### ◆中学校

（単位：人）

区分	不登校児童数	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動・部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	級入学・転編入学・進時の不適応	家庭の変化	親子の関わり方	家庭内の不和	あそび・非行	生活リズムの乱れ	
主たるもの	132,777	228	16,571	1,226	8,626	1,428	772	1,061	5,412	3,259	8,168	2,456	14,576	62,555	6,439
主たる以外にも当てはまるもの		109	6,524	1,201	11,485	2,174	1,060	1,118	2,512	2,183	9,923	2,634	9,130	12,840	

##### ◆高等学校

（単位：人）

区分	不登校児童数	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動・部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	級入学・転編入学・進時の不適応	家庭の変化	親子の関わり方	家庭内の不和	あそび・非行	生活リズムの乱れ	
主たるもの	43,051	86	3,806	211	2,638	2,117	371	351	3,960	833	1,491	748	6,633	16,213	3,593
主たる以外にも当てはまるもの		21	1,031	152	1,750	1,077	233	219	923	342	1,400	591	1,873	2,888	

資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

※「主たるもの」については、「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した児童生徒全員につき、主たる要因を一つ選択。

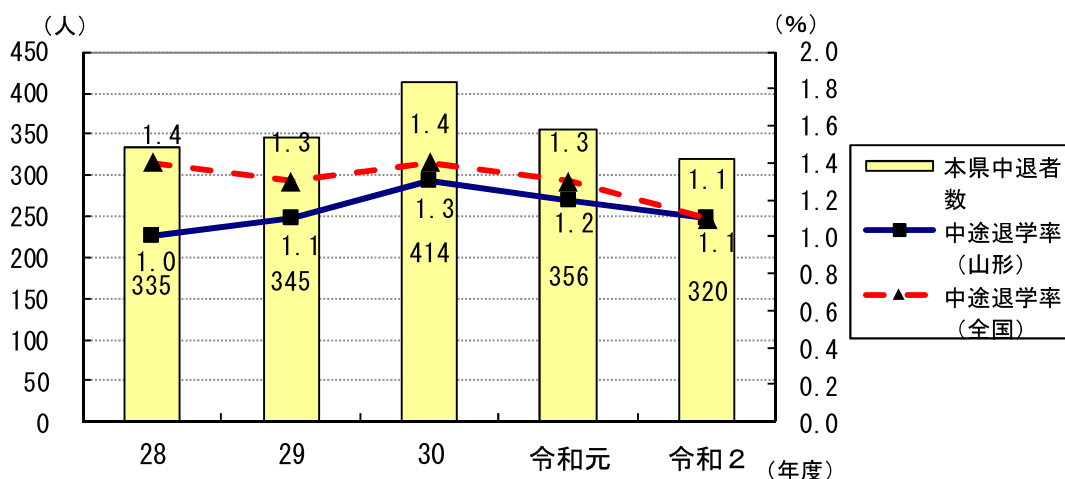
※「主たるもの以外にも当てはまるもの」については、主たるもの以外で当てはまるものがある場合は、一人につき二つまで選択可。

## 4 高等学校における中途退学の状況について

### (1) 中途退学者数と割合の推移

令和2年度の県内高等学校における中途退学者数は320人で、前年度より36人減少した。全生徒数に対する割合は1.1%で、全国平均の1.1%と同じ水準となっている。

図表5-17 中途退学者数と中途退学率の推移



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

### (2) 高等学校中途退学の理由について

中退の理由としては、別の高校への入学や就職を希望する「進路変更」によるものが最も多い。また、「その他の理由」によるものが前年度比で増加している。

図表5-18 高等学校における中途退学の理由（山形県）

(単位：件)

中退の理由	学業不振	学校生活・学業不適応	進路変更	病気・けが・死亡	経済的理由	家庭の事情	問題行動等	その他の理由	合計
H28	2	114	164	11	4	15	8	17	335
H29	9	177	115	18	2	7	11	6	345
H30	23	169	158	17	4	12	18	13	414
R1	11	133	144	29	1	12	14	12	356
R2	5	96	155	23	0	9	14	18	320

資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

## 5 障がいのある子ども・若者

### (1) 身体障がい児・知的障がい児の数

令和2年度の県内における身体障がい児、知的障がい児の数はそれぞれ575人、1,464人となっている。

図表5-19 身体障がい児・知的障がい児の数（令和2年度）（山形県）

（単位：人）

障がい別・障がい程度	身体障がい児人員数					知的障がい児人員数	
	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語機能障がい	肢体不自由	内部障がい	重度	中軽度
人員数・件数	17	78	6	340	134	399	1,065
合計	575					1,464	

資料：山形県障がい福祉課、山形県発達障がい者支援センター

### (2) 県発達障がい者支援センターにおける相談件数

相談件数は増減を繰り返しているが、令和2年度は前年比で27件の増加となっている。

図表5-20 県発達障がい者支援センターにおける相談件数（山形県）

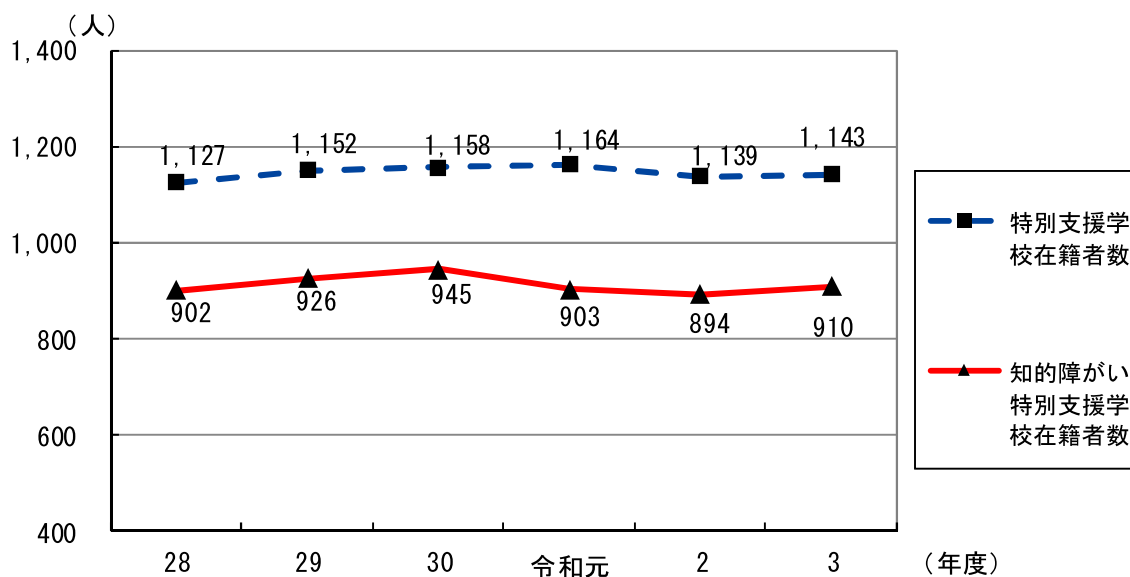
（単位：件）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
発達障がい相談延べ件数	1,904	1,696	1,733	1,356	1,383

資料：山形県障がい福祉課、山形県発達障がい者支援センター

### (3) 特別支援学校在籍者数（国立を含む）

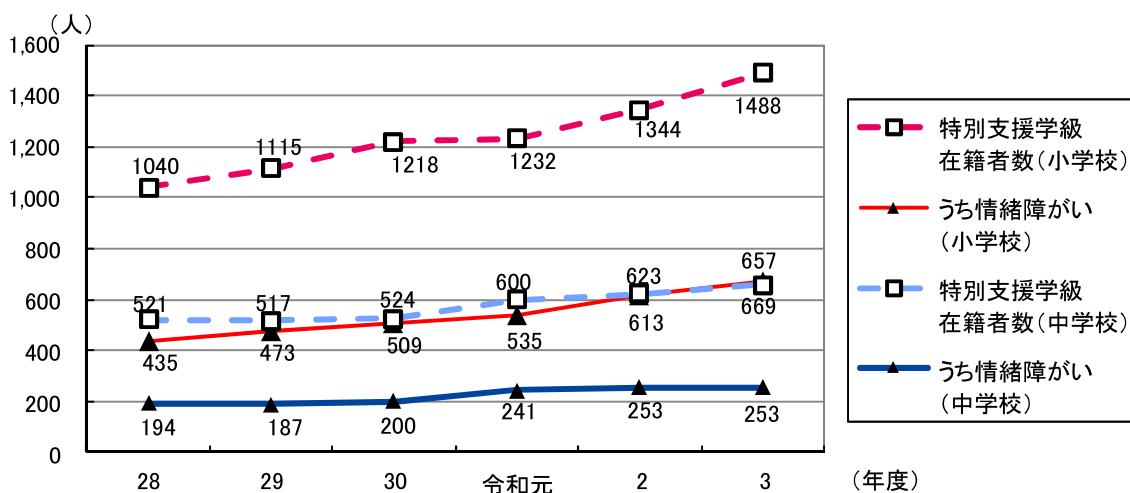
県内特別支援学校（国立を含む）における在籍者数は、令和3年度は前年比で4人増加した。そのうち、知的障がい特別支援学校に在籍する者が占める割合は、令和3年度で全体の約8割にのぼる。



資料：山形県教育庁特別支援教育課

### (4) 特別支援学級在籍者数

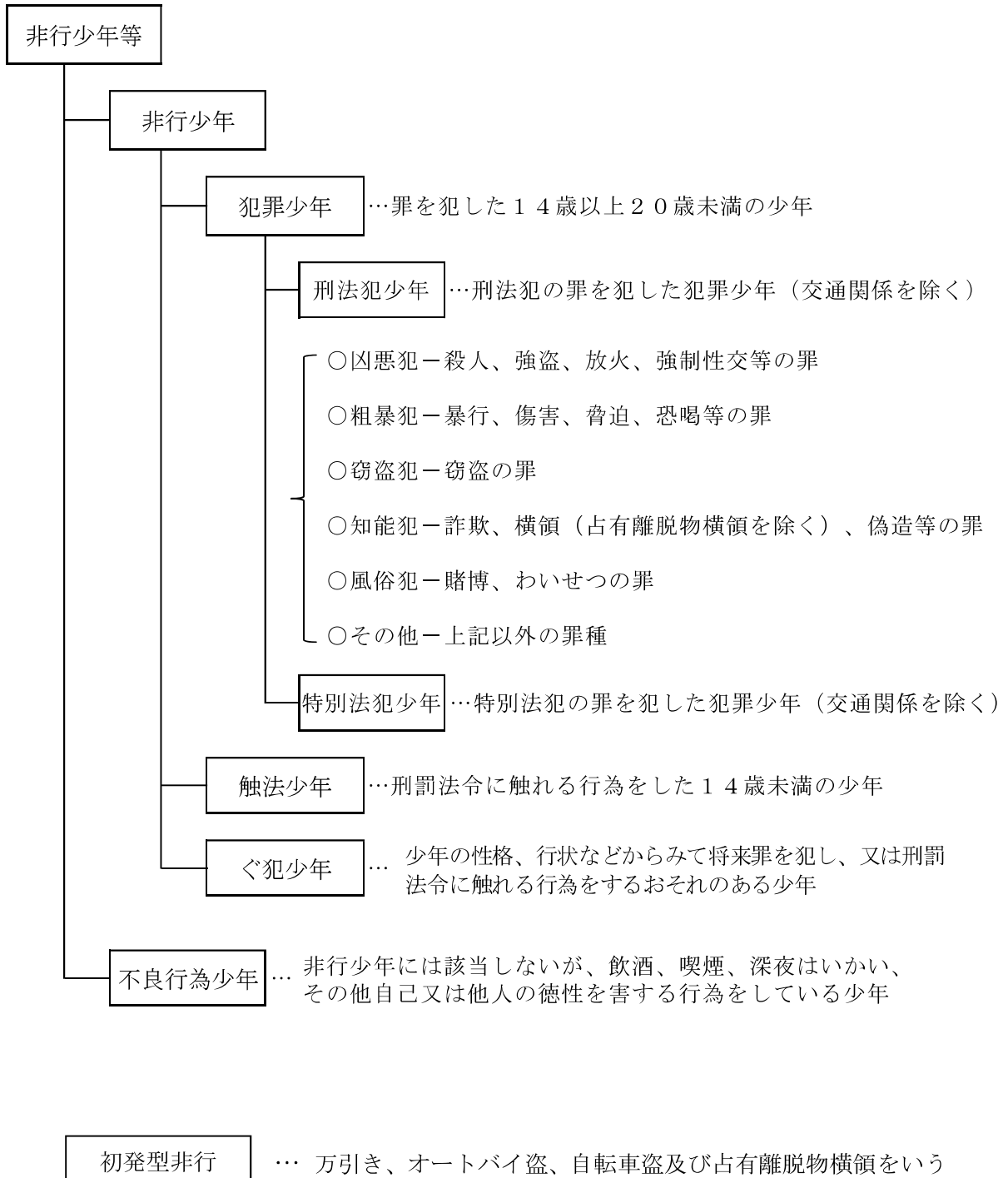
県内小中学校における特別支援学級在籍者数は、特別支援学校在籍者数と同様、年々増加しており、そのうち、自閉症・情緒障がい特別支援学級の在籍者数の占める割合は、小学校中学校ともに約4割となっており、増加傾向である。



資料：山形県教育庁特別支援教育課

## 6 少年非行の状況

### ・用語説明



## (1) 非行少年等の概況

刑法犯少年は減少傾向にあり、令和3年は統計の残る昭和25年以降で最少の73人となった。

触法少年については、令和3年は前年比で8人増加し、50人だった。

不良行為少年は、前年比で98人減少と大幅に減少し、462人となった。

図表5-23 犯罪少年等の状況

(単位:人)

区分	年別	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
刑法犯少年		135	156	107	97	73
特別法犯少年		12	18	18	14	21
触法少年	刑法	90	65	66	39	50
	特別法	8	8	7	3	
ぐ犯少年		9	1	4		3
不良行為少年		640	588	553	560	462

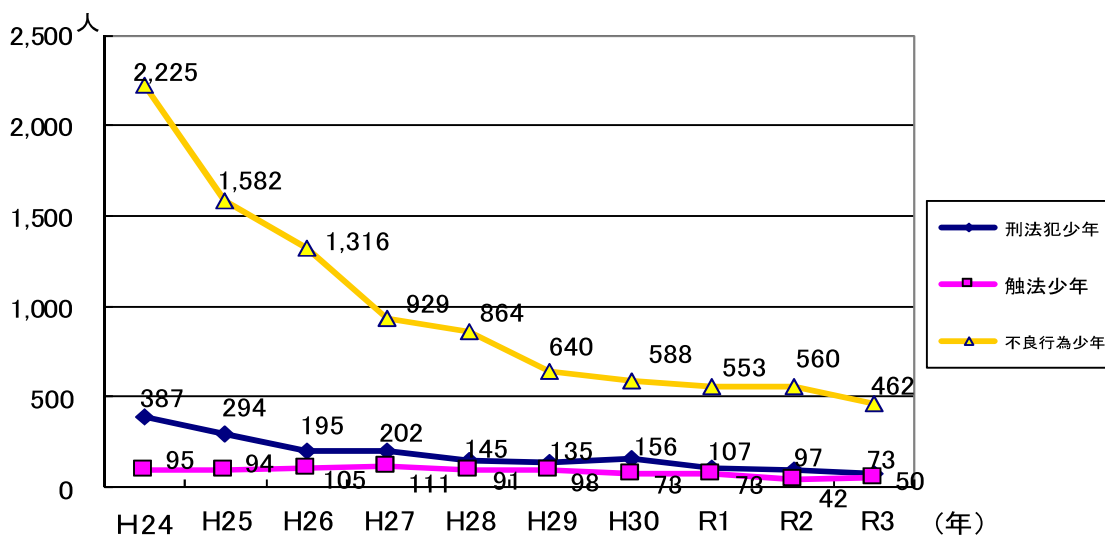
資料：山形県警察本部人身安全少年課

図表5-24 刑法犯少年等の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
刑法犯少年	387	294	195	202	145	135	156	107	97	73
触法少年	95	94	105	111	91	98	73	73	42	50
不良行為少年	2,225	1,582	1,316	929	864	640	588	553	560	462

資料：山形県警察本部人身安全少年課

図表5-25 刑法犯少年等の推移



資料：山形県警察本部人身安全少年課

## (2) 刑法犯少年

刑法犯少年の内、平成30年までは自転車盗や万引きなどの「初発型非行」が高い割合を占める。

学職別では、高校生と有職が高い割合を占める。高校生は近年減少傾向であるが、令和3年は前年比で18人減少し、25人となった。

図表5-26 刑法犯少年の状況

【罪種別】

(単位:人)

区分 \ 年別	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総数	135	156	107	97	73
凶悪犯		6	1	1	2
粗暴犯	29	50	40	25	26
窃盗犯	75	75	42	49	27
自転車盗	18	13	11	10	6
万引き	37	42	23	18	11
知能犯	5	5	5	5	4
風俗犯	1				4
その他	25	20	19	17	10

【学職別】

(単位:人)

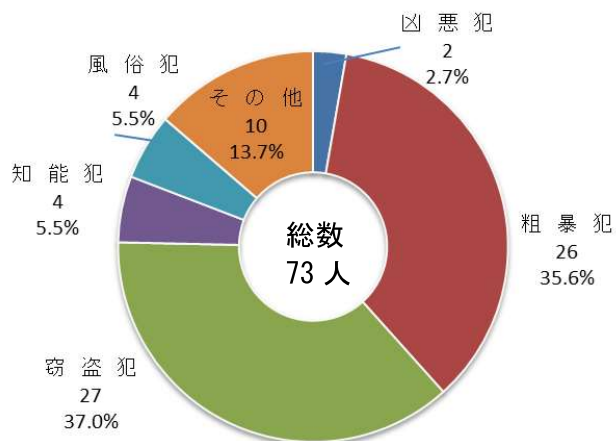
区分 \ 年別	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総数	135	156	107	97	73
中学生	10	19	15	16	12
高校生	73	69	48	43	25
大学生	2	3	8	3	2
その他学生	3	3	3	2	1
有職	37	47	22	22	25
無職	10	15	11	11	8

資料：山形県警察本部人身安全少

図表5-27 刑法犯少年の状況

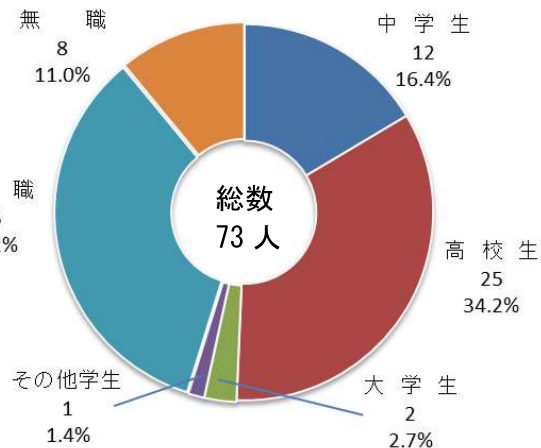
【罪種別】

(単位:人、%)



【学職別】

(単位:人、%)



資料：山形県警察本部人身安心少年課

### (3) 特別法犯少年

令和3年の特別法犯少年は21人で、前年から7人増加した。主なものは、軽犯罪法が4人、県青少年健全育成条例が4人、児童買春・児童ポルノ法が3人、県迷惑防止条例が2人となっている。

学職別で見ると、令和3年は前年比で高校生が8人増加している。

図表5-28 特別法犯少年の状況

【罪種別】

(単位:人)

区分 \ 年別	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総数	12	18	18	14	21
軽犯罪法	1	3	5		4
県迷惑行為防止条例	1	2	2	1	2
風営適正化法					
未成年者喫煙禁止法	1				
県青少年健全育成条例		1	1	2	4
児童買春・児童ポルノ法	8	7	10	4	3
銃刀法	1	1			
廃棄物処理法		1			
水産資源保護法		2			
商標法		1			
その他				7	8

【学職別】

(単位:人)

区分 \ 年別	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総数	12	18	18	14	21
中学生	6	2	4	1	
高校生	4	7	13	3	11
大学生	1				
その他学生					
有職	1	7	1	10	10
無職		2			

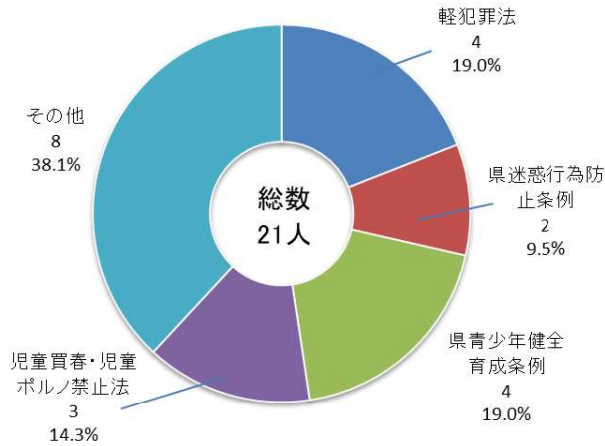
資料：山形県警察本部人身安全少年



図表5-29 特別法犯少年の状況

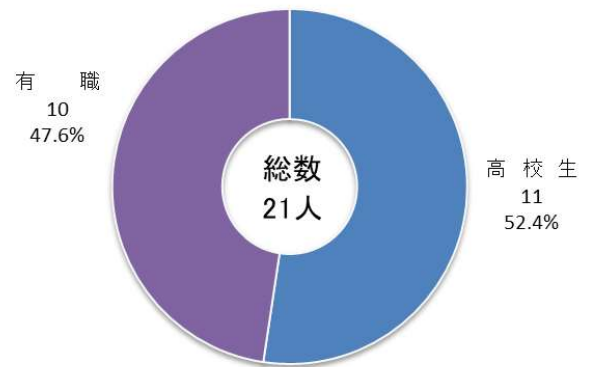
【罪種別】

(単位：人、%)



【学職別】

(単位：人、%)



(4) 触法少年

令和3年の触法少年（刑法）における行為別では、最も多くを占める窃盗犯が30人で、前年比で8人増加した。

学職別では、小学生が前年比で11人増加している。

図表5-30 触法少年の状況（刑法）

【行為別】

(単位：人)

区分 \ 年別	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総数	90	65	66	39	50
凶悪犯					1
粗暴犯	12	7	19	7	13
窃盗犯	57	43	40	22	30
自転車盗	1	2	1		
万引き	48	31	33	19	26
知能犯		1		1	
風俗犯		1	1	3	1
その他	21	13	6	6	5

【学職別】

(単位：人)

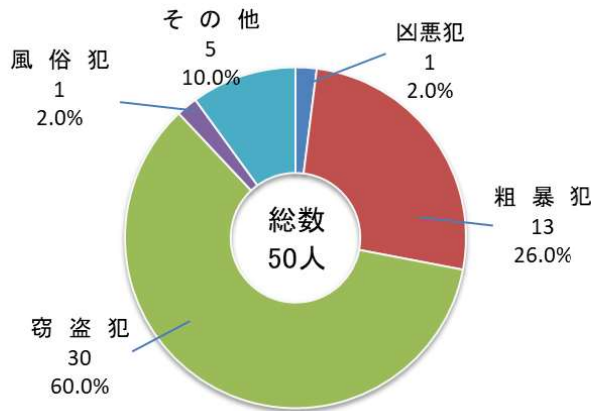
区分 \ 年別	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総数	90	65	66	39	50
未就学					
小学生	59	44	47	21	32
中学生	31	21	19	18	18

資料：山形県警察本部人身安全少年課

図表5-31 触法少年の状況（刑法）

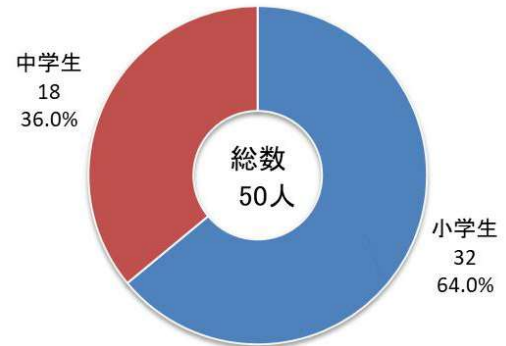
【行為別】

（単位：人、％）



【学職別】

（単位：人、％）



資料：山形県警察本部人身安全少年課

### （5）ぐ犯少年

令和3年に、ぐ犯少年として家庭裁判所に送致された少年は1人、児童相談所に通告された少年は2人だった。

### （6）不良行為少年

令和3年は、行為別では、深夜はいかい、喫煙、その他が上位3位を占め、それぞれ167人（前年比-39人）、94人（前年比-20人）、77人（前年比-43人）だった。学職別では、高校生が232人と最も多いが、前年比で76人減少した。

図表5-32 不良行為少年の状況

【行為別】

（単位：人）

区分	年別	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総数		640	588	553	560	462
飲酒		60	57	61	46	57
喫煙		101	123	75	114	94
粗暴行為		15	15	21	16	13
暴走行為		4		1		7
家出		64	63	53	25	27
無断外泊		7	11	14	10	3
深夜はいかい		328	230	224	206	167
怠学		12	26	12	9	12
不健全性的行為		11	9	11	5	5
不良交友		4	7		8	
不健全娯楽		14	5	2	1	
その他		20	42	79	120	77

資料：山形県警察本部人身安全少年課

【学職別】

(単位:人)

区分	年別	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総数		640	588	552	560	462
未就学						
小学生		14	30	13	6	15
中学生		82	87	65	42	35
高校生		326	286	268	308	232
大学生		17	26	32	20	27
その他学生		10	8	25	12	9
有職		129	99	116	133	90
無職		62	52	33	39	54

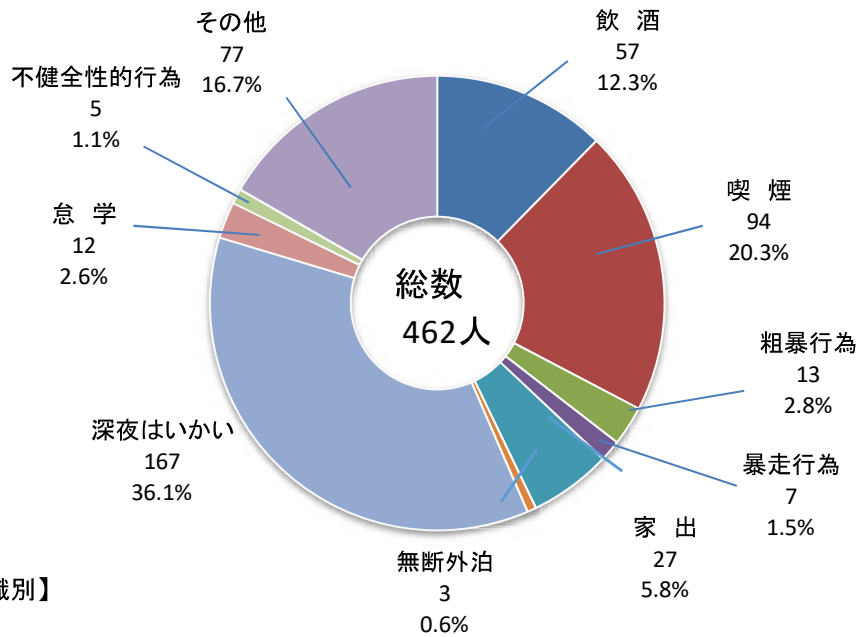
資料：山形県警察本部人身安全少年課

図表5-33

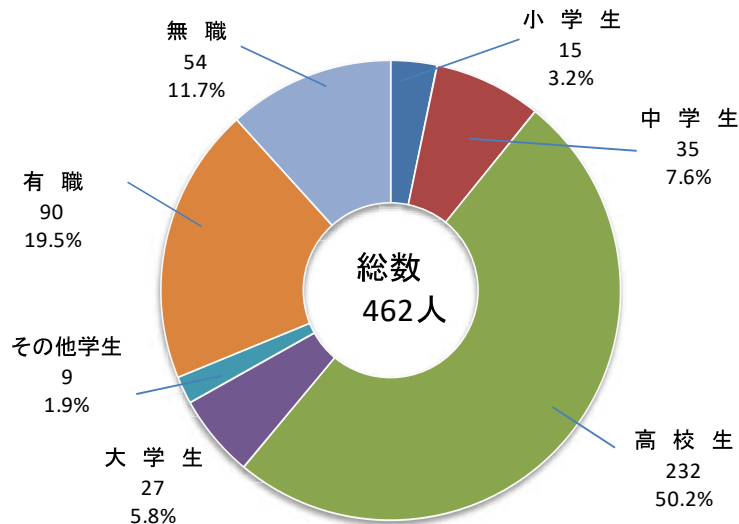
【行為別】

不良行為少年の状況

(単位:人、%)



【学職別】



資料：山形県警察本部人身安全少年課

## 7 いじめの認知件数

令和2年度の本県小・中・高等学校・特別支援学校におけるいじめの認知件数は昨年度比498件減の12,445件で、過去二番目に高い認知件数となった。

1000人あたりの認知件数は、114.0件で前年度より1.7件減少しているが、全国平均の39.7件を大幅に上回る状況となっている。

各学校が初期段階のいじめも含め積極的に認知したことが、認知件数増加につながったと考えられる。

図表5-34 いじめの認知件数の推移

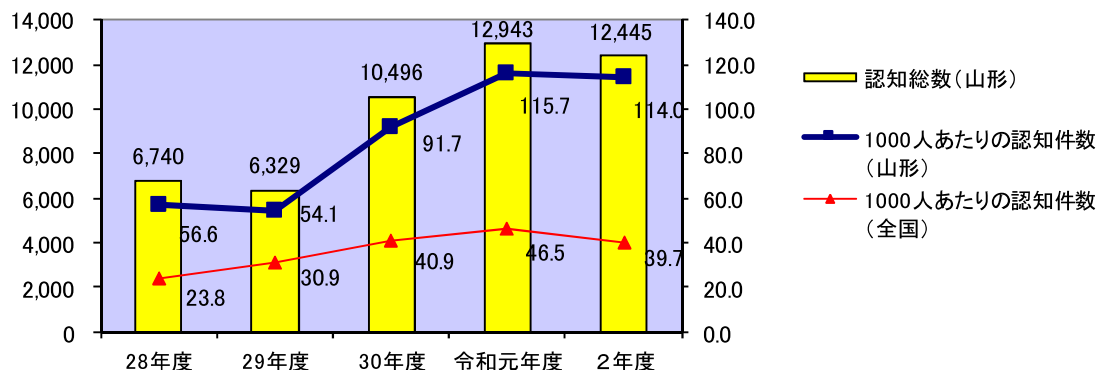
(単位:件)

年度	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計	1000人あたりの認知件数
H28	4,152	1,930	584	74	6,740	56.6(23.8)
H29	4,033	1,750	465	81	6,329	54.1(30.9)
H30	7,765	2,133	503	95	10,496	91.7(40.9)
R1	9,975	2,493	456	73	12,943	115.7(46.5)
R2	10,363	1,773	263	46	12,445	114.0(39.7)

\* ( ) 内の数字は、全国平均。

資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

図表5-35 いじめの認知件数の推移（小中高特合計）



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

### ※いじめの定義

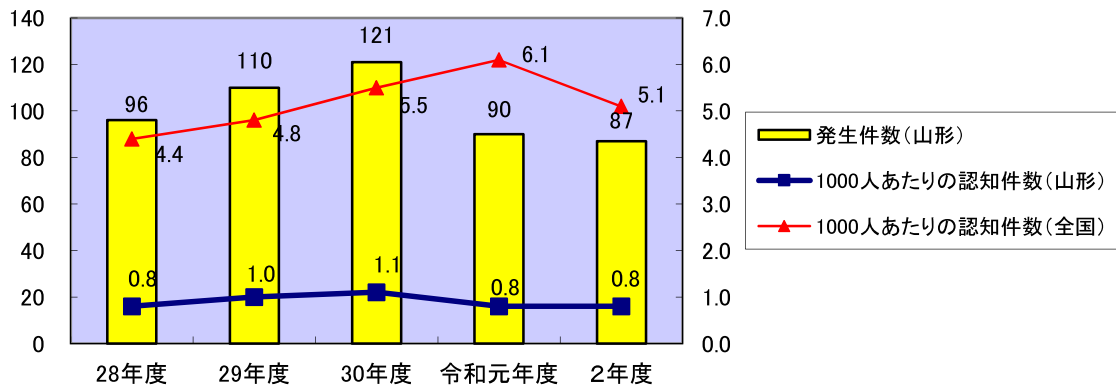
児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。また、起こった場所は学校の内外を問わない。

## 8 暴力行為の発生状況（小中高合計）

直近5年間における児童生徒1,000人あたりの暴力行為の発生件数は、本県では1件前後、国では5件前後で推移している。

図表5-36 暴力行為の発生件数の推移（山形県・全国）



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

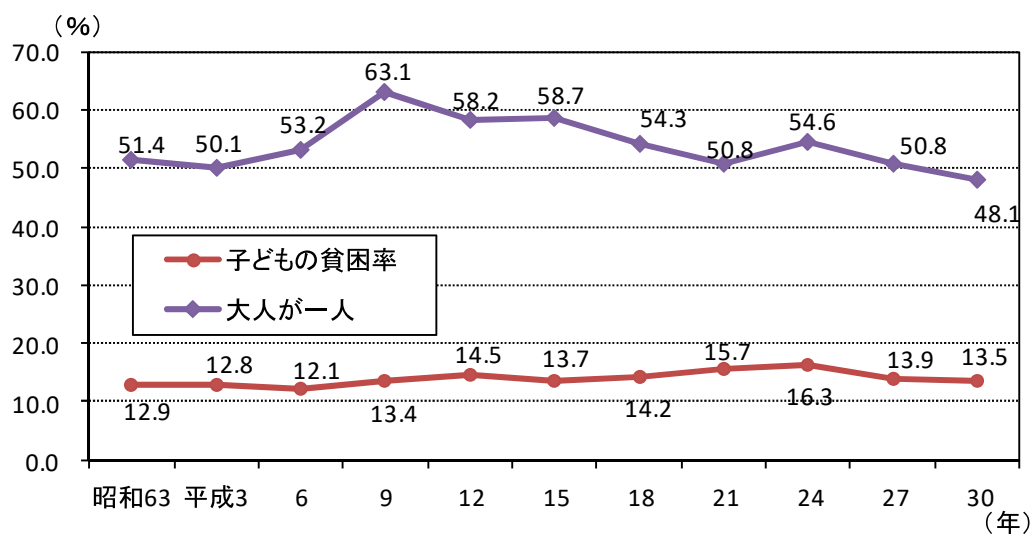
## 9 子どもの貧困

### (1) 子どもの貧困率（全国）

令和元年度国民生活基礎調査（平成30年実績）による「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯員の割合）は15.4%、また、「子どもの貧困率（17歳以下）」は13.5%と平成27年比で0.4ポイント低下した。

一方、「子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯）」の貧困率は、12.6%となっている。そのうち、「大人が一人（ひとり親世帯）」の貧困率は48.1%となっている。

図表5-37 子どもの貧困率の推移



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

図表5-38 貧困率の推移

(単位：%)

	昭和63	平成3	6	9	12	15	18	21	24	27	30	新基準
相対的貧困率	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7
子どもの貧困率	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0
子どもがいる現役世帯	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1
大人が一人	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3
大人が二人以上	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

- 注1 相対的貧困率とは、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものを用いて算出。
- 2 平成6年の数値は兵庫県を除いたもの。
- 3 平成27年の数値は、熊本県を除いたもの。
- 4 平成30年の「新基準」は、2015年に改訂されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
- 5 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
- 6 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

## (2) 生活保護世帯の増加

令和3年4月現在で、山形県の生活保護世帯数は4,806世帯、被保護人員は5,735人となり、平成28年4月に比べ1,343世帯、1,920人の減少となっている。世帯数、被保護人員の増加率は、ともに全国を下回る水準となっている。

図表5-39 生活保護の状況

(単位：世帯、人、%)

		平成28年4月	令和3年4月	増加数	増加率
世帯	山形県	6,149	4,806	-1,343	-21.8
	全国	1,632,271	1,638,787	6,516	0.4
被保護人員	山形県	7,655	5,735	-1,920	-25.1
	全国	2,150,877	2,043,423	-107,454	-5.0

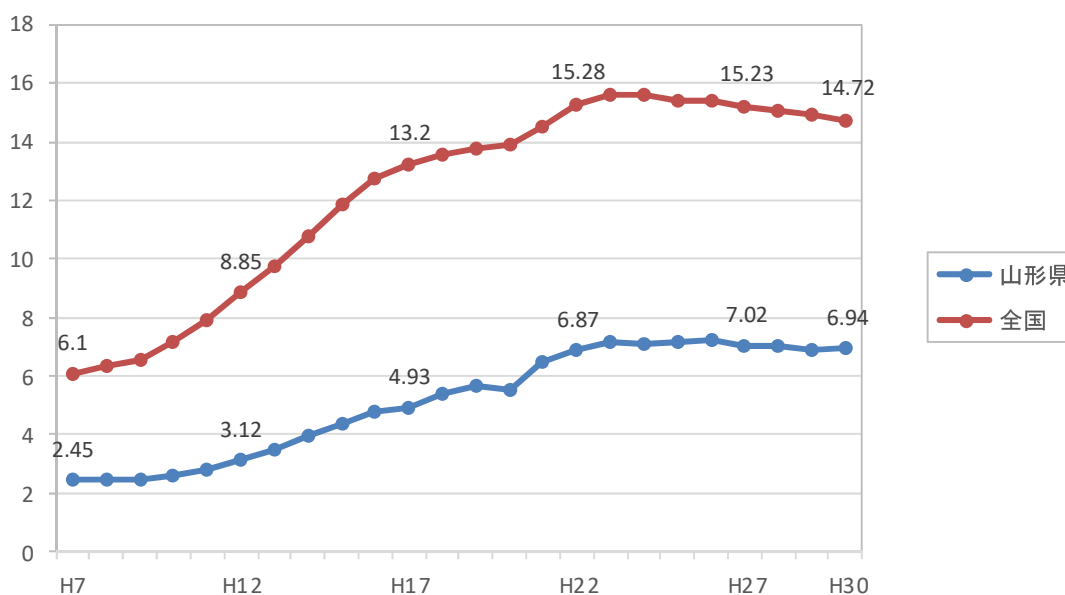
資料：厚生労働省「被保護者調査」

## (3) 就学援助をうけている児童生徒の増加

山形県の小中学校において学用品等の就学援助を受けている要保護及び準要保護児童生徒数は、平成30年度は5,631人となり、全児童生徒総数の6.94%を占めている。これは、全国の半分以下の水準であるものの、平成7年度の2倍以上の水準となっている。

図表5-40 要保護・準要保護児童生徒割合（学用品費等）

(%)



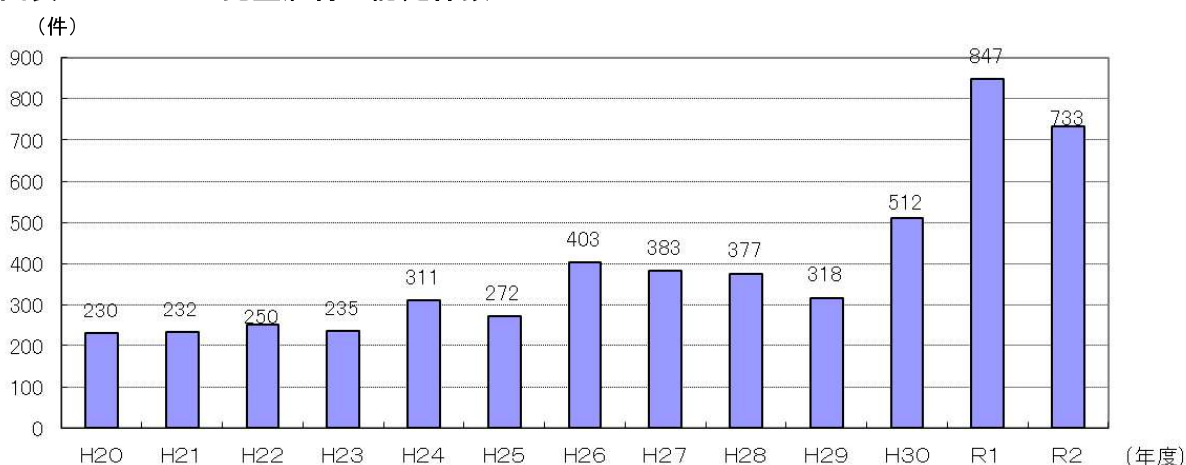
資料：文部科学省「就学援助実施状況調査」

## 10 子どもの虐待

### (1) 児童虐待の状況

虐待と認定された件数は、法改正による通告範囲の拡大（「虐待を受けた子ども」から「虐待を受けたと思われる子ども」へと通告の対象範囲が拡大）もあり、平成16年度以降200件を超える件数で推移している。令和2年度は733件となり、過去2番目に多くなっている。

図表5-41 児童虐待の認定件数



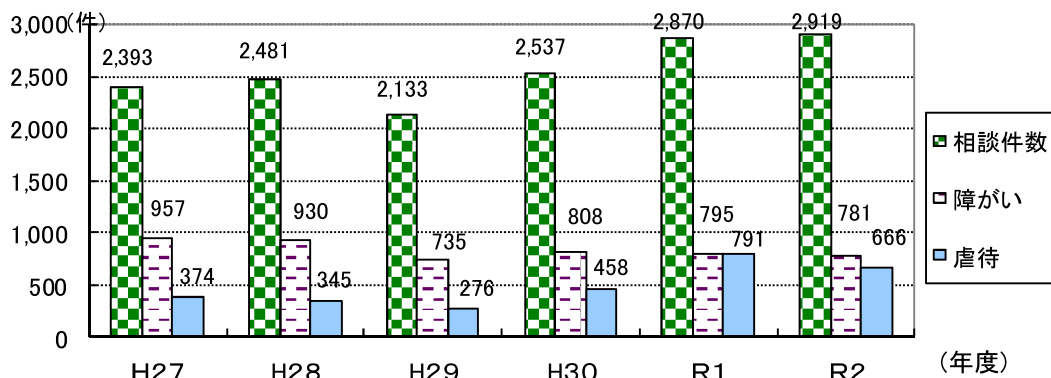
資料：山形県子ども家庭課

中央児童相談所と庄内児童相談所の令和2年度の相談件数の合計は2,919件で、前年度より49件増加、児童虐待に関する相談は666件と前年度より125件増加した。相談内容のうち障がいに関する相談が最も多く、相談件数の約27%となっている。

図表5-42 児童相談所の相談件数と相談内容

(単位：件)

年度	相談件数	相談内容						
		養護	虐待	保健	障がい	非行	育成	その他
H28	2,481	675	345	8	930	85	595	188
H29	2,133	525	276	19	735	61	568	225
H30	2,537	808	458	17	857	61	581	225
R1	2,870	1,243	791	3	795	65	586	178
R2	2,919	1,191	666	4	781	25	577	341

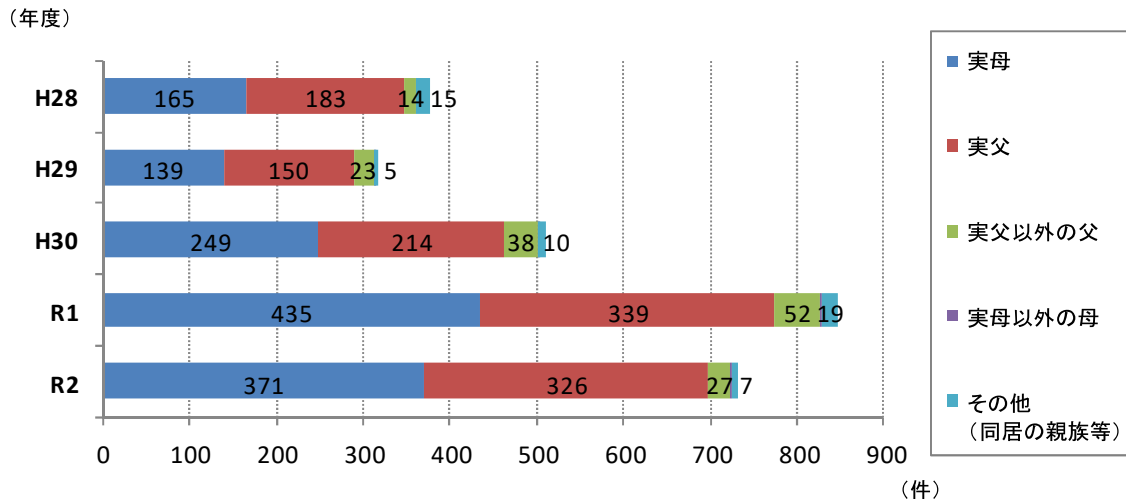




## 2) 児童虐待の内容

令和2年度の主な虐待者については、実母が371件（50.6%）で最も多く、次いで実父が326件（44.5%）となっている。

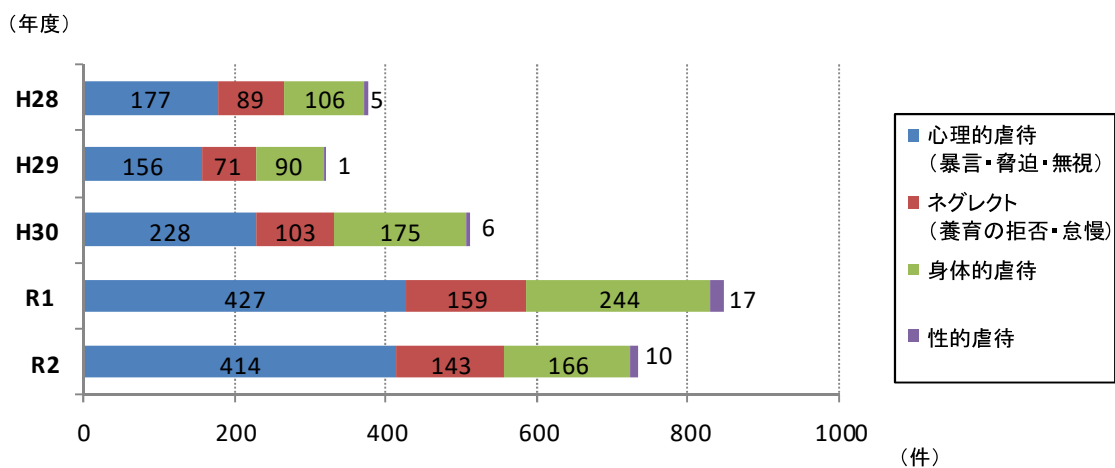
図表5-43 主な虐待者



資料：山形県子ども家庭支援課

令和2年度の虐待の種類は、心理的虐待が414件（56.5%）と最も多く、次いで身体的虐待が166件（22.6%）、ネグレクトが143件（19.5%）となっている。

図表5-44 虐待の種類



資料：山形県子ども家庭支援課